

岡山県立早島支援学校 いじめ対策基本方針

平成30年4月

いじめに関する現状と課題

- ・本校のいじめの発生件数はここ数年、0件である。しかし、障害や病気の認知特性等からと思われる人間関係のトラブルは確認されており、その都度いじめかどうかを判断し、適切に指導が行われている。
- ・近年、スマートフォンを所持する児童生徒が増加しており、児童生徒間のトラブルに発展するおそれがある。
- ・児童生徒の丁寧な行動観察や教育相談を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携・協働しながら学校をあげた横断的な取組が必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた取組を推進するために、いじめ対策委員会には、管理職以外にも、学校教育相談係長、各部門のコーディネーターや養護教諭などの教員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
- ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の主体的な活動を進めるとともに、教育活動全体を通じて自己肯定感、自己有用感や充足感を感じることができるようとする。
- <重点となる取組>**
 - ・いじめの未然防止、早期発見のため、一人一人の行動観察を丁寧に確実に行うとともに、定期的に教育相談を実施し、人権教育等の分掌と連携・協働しながら横断的な取り組みを進め、得られた情報について教職員間で共有を図る。
 - ・児童生徒のインターネット利用実態を踏まえ、小学校部低学年から情報モラルに関する授業を計画的に実施する。
 - ・児童生徒が、一人一人の個性を尊重し差異を認め、大切に考えることができるよう指導・支援を推進する。

保護者・地域との連携

- <連携の内容>
- ・本校のいじめ防止基本方針を入学説明会やPTA総会で説明し、いじめ防止に向けた取組について、保護者の理解を得るとともにPTA研修会や懇談等を利用していじめ問題の正しい理解を促すとともに、協議の場を設定して、取組の改善に生かす。
 - ・学校から家庭への配布物に、いじめ問題の相談窓口やハラスメント相談窓口、学校教育相談窓口等の紹介を掲載し、周知を図る。
 - ・本校いじめ対策基本方針を学校HPに掲載し、いつでも内容を確認できるようにする。

学 校

いじめ対策委員会

(5月・10月・3月に実施)

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

<対策委員会の開催時期>

- ・年3回開催(学期毎、1・3回目はスクールカウンセラー参加)

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・直後の職員会議(または部会)で全教職員に周知。緊急の場合は職員朝礼で伝達。

<構成メンバー>

- ・校外
臨床心理士(スクールカウンセラー)
- ・校内
校長、副校長、教頭、学校教育相談係長、コーディネーター(AB各1)、養護教諭、情報担当、人権教育担当

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・岡山県教育委員会
- ・倉敷警察署
- ・岡山県総合教育センター(教育相談)
- ・おかやま発達障害者支援センター
- ・岡山県中央児相談所
- ・岡山県倉敷児童相談所
- ・岡山県精神保健福祉センター

<学校側の窓口>

- 学校教育相談主任、特別支援教育コーディネーター

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	(教員研修)
	・校内外の研修を通じて、障害や病気による認知特性や問題行動について、知識理解を深めるとともに、児童生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。
	(児童生徒会活動)
	・いじめについて考える週間ににおいて児童生徒会主催の、児童生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。
	(居場所づくり)
② 早期発見	・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
	(情報モラル教育)
	・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各部において行う。
	(学級経営)
	・お互いを認め合い、尊重できる、居心地の良い学級づくりを通して、安心して学校生活を送ることができる基盤を作る。
③ いじめへの対処	(実態把握)
	・児童生徒の実態把握のため、日頃から一人一人を丁寧に行動観察するとともに、年に2回の教育相談を行うことで児童生徒の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。
	(相談体制の確立)
	・相談窓口の教職員を児童生徒、保護者の周知すると同時に、全ての教職員が児童生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声掛けを行い、児童生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談できるような体制を整える。
	(情報の共有)
④ いじめの発見	・児童生徒の気になる変化や行為が認められた場合には、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制を作る。
	(家庭への啓発)
	・積極的ないじめの認知に繋がるよう、家庭における児童生徒の様子を情報交換するとともに、スマートフォンの適切な使い方やマナーについて指導してもらえるようポイントを載せたパンフレットを作成・配付して啓発を行う。
	・「早島支援学校いじめ対策基本方針」を学校ホームページに掲載したり、入学説明会やPTA総会等で児童生徒、保護者等に説明したりする。
	(いじめの認知)
⑤ いじめの発見	・いじめの発見や相談、通報等があったときにはもちろんのこと、けんかやふざけ合いであっても、速やかに事実確認や背景になる事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
	(いじめへの組織的対応の検討)
	・いじめを発見・通報・報告を受けた教職員は、速やかに、いじめ対策委員会(所属教頭・学校教育相談主任・コーディネーター等)に報告し、組織的対応につなげる。
	・いじめ事案への組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、100%の解消を目指す。
	(いじめられた児童生徒への支援)
⑥ いじめの対処	・いじめがあつたことが認知された場合には、いじめを受けた児童生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童生徒及びその保護者に対して支援を行う。
	(いじめた児童生徒への指導)
	・いじめた児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせる等、適切に毅然とした対処を行う。同時に当該児童生徒を取り巻く環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう、粘り強く指導を行う。
	(いじめの事実調査)
	・いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒双方から、また、関係した児童生徒からも聴取を行い、事実関係を明らかにしていく。
⑦ いじめの対処	・事実関係や経緯等の情報を適切に記録し、保管する。(基本的には卒業まで。重大事態については、5年間)
	(他の児童への働きかけ)
	・いじめを見ていた児童生徒、はやし立てるなどして同調していた児童生徒に対しても、適切に指導を行い、また、いじめを当事者だけの問題ではなく、全体の問題として考えられるよう、様々な資料をもとに話し合い、互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
	(いじめの対処)
	・いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒双方から、また、関係した児童生徒からも聴取を行い、事実関係を明らかにしていく。